

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成27年札幌市告示第2656号、平成28年札幌市告示第933号及び第1116号で形質変更時要届出区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和2年（2020年）12月24日

札幌市長 秋元 克広



- 1 指定を解除する区域の所在地
札幌市豊平区平岸1条11丁目5番1の一部
札幌市豊平区平岸1条12丁目2番1の一部
- 2 特定有害物質
砒素及びその化合物、鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（掘削除去）